

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

---

「組織変更に伴う変更」および「原子力発電安全委員会委員の一部追加」

令和元年5月7日  
四国電力株式会社

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/7)

## 申請案件

本年6月および7月に伊方発電所の保安に関する組織の変更を行うこと等から、伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請を実施した。

(申請実績 平成31年2月27日 申請)

## 申請概要

本店および伊方発電所における組織変更に伴い、保安に関する組織および職務の変更を行うこと、原子力発電安全委員会委員の一部追加を行うことから、伊方発電所原子炉施設保安規定の変更を行う。



### 【保安規定変更箇所】

#### ○組織変更に伴う変更

- ・第4条, 第204条(保安に関する組織)
- ・第5条, 第205条(保安に関する職務) のほか, 関連する条文

#### ○原子力発電安全委員会委員の一部追加

- ・第6条, 第206条(原子力発電安全委員会)

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(2/7)

## 1. 組織変更に伴う変更

伊方発電所の保安に関連する本店業務を一体的かつ機動的に実施するとともに、伊方発電所における廃止措置業務を着実に推進するため、本店および発電所の組織変更を行う。

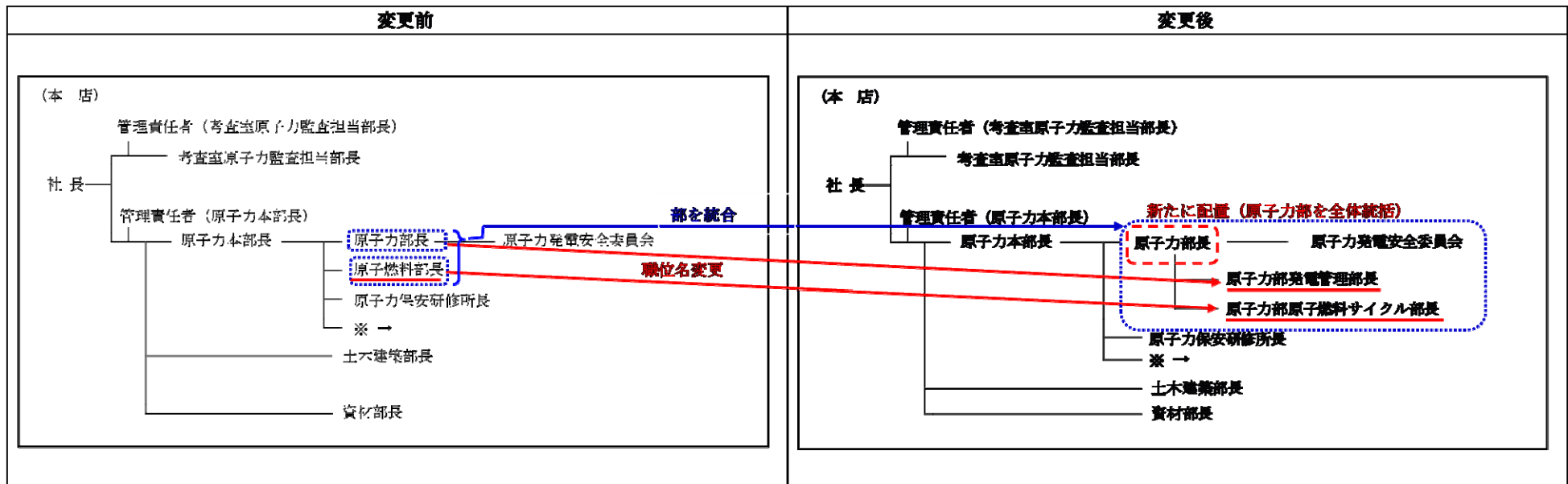
### a 本店組織の変更

現在、原子力部と原子燃料部に分かれている本店組織を原子力部に統合し、新たな原子力部長の権限により配員も含めた資源の適切な配分が機動的にできるようにする。

原子力部長は、総合的な立場から本店業務の統括・統制をはかり、横断的に調整をはかる。具体的な業務内容としては、新たな原子力部長は、原子力部を全体統括する業務として、原子力部が所管する2次文書の制定・改廃、原子力発電安全委員会の委員長等の業務を実施する。

また、原子力部長のもとに発電管理部長および原子燃料サイクル部長を配置し、現在、原子力部長および原子燃料部長の責任・権限にて実施している実務については、それぞれに責任・権限をもたせ、現在と同様な体制で業務遂行できるようにする。ただし、廃止措置に関する業務については、現在は原子力部長の所掌としているが、使用済燃料と同様、廃棄物の処分方法が課題となることから、原子燃料サイクル部長の所掌とする。

本店組織の変更(第1編, 第2編共通)



# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/7)

## 保安規定変更箇所 抜粋

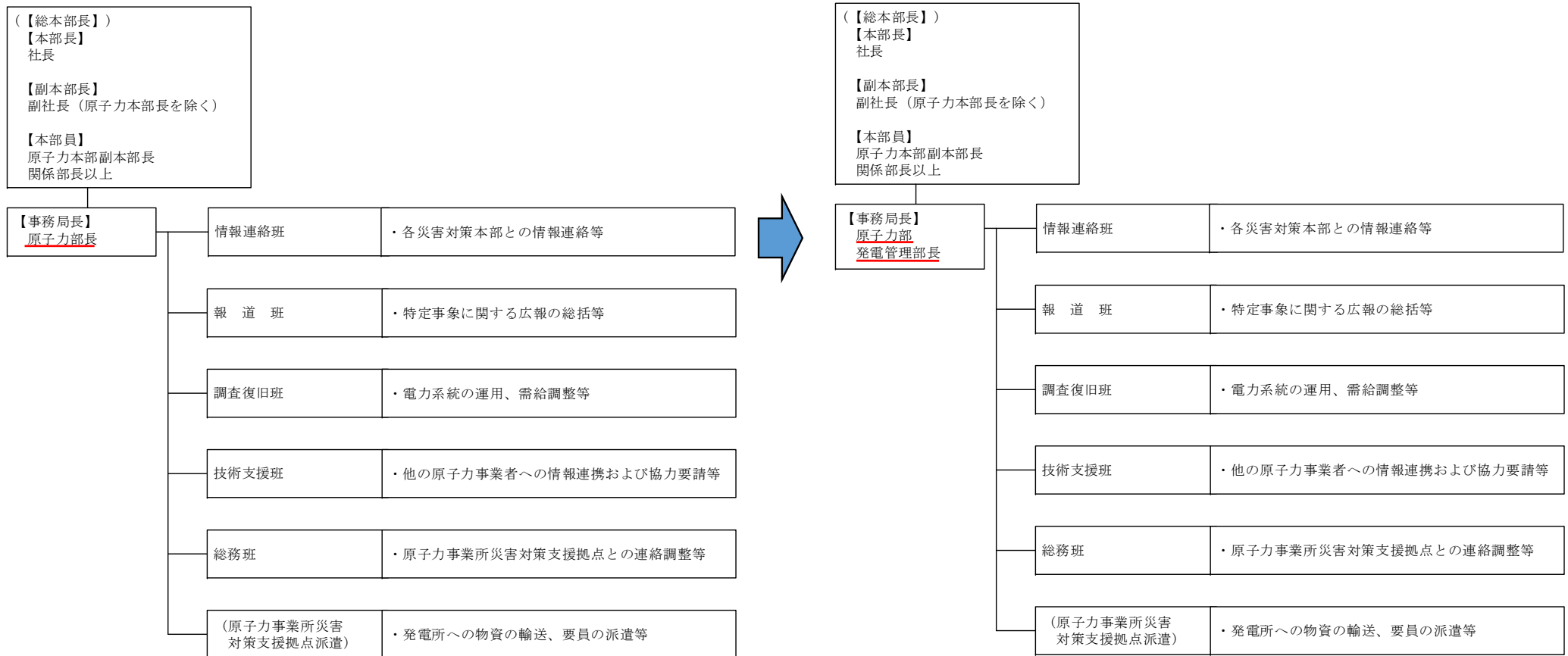
変更前	変更後
<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の要領の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 <b>原子力部長を委員長とする。</b></p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)に加え、<u>原子力部</u>、<u>原子燃料部</u>のグループリーダー以上の職位の者および<u>発電所</u>の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備(3号炉))</p> <p>第17条の5</p> <p>(中略)</p> <p>4 3号炉について、<b>原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定める。</b>計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 <b>原子力部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。</b></p> <p>6 <b>原子力部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また原子力部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</b></p> <p>(非常体制の発令)</p> <p>第126条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告をうけ、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。</p> <p>また、<b>所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。</b></p> <p>(報告)</p> <p>第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連)</p> <p>(2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連)</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連)</p> <p>(5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 <b>所長および原子炉主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</b></p> <p>3 <b>原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。</b></p> <p>4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の要領の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 <b>原子力部長を委員長とする。</b></p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)に加え、<u>原子力本部</u>のグループリーダー以上の職位の者および課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備(3号炉))</p> <p>第17条の5</p> <p>(中略)</p> <p>4 3号炉について、<b>原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定める。</b>計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 <b>発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。</b></p> <p>6 <b>発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</b></p> <p>(非常体制の発令)</p> <p>第126条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告をうけ、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。</p> <p>また、<b>所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに発電管理部長に報告する。</b></p> <p>(報告)</p> <p>第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連)</p> <p>(2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連)</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連)</p> <p>(5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 <b>所長および原子炉主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。</b></p> <p>3 <b>発電管理部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。</b></p> <p>4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(4/7)

(続き)

発電所の異常時・非常時における本店の対応体制においても、現在の原子力部長が担う職務(本店本部の事務局長)を発電管理部長が担うこととすることから、組織変更後も現状と同様の体制となる。

## 非常時の本店対応体制

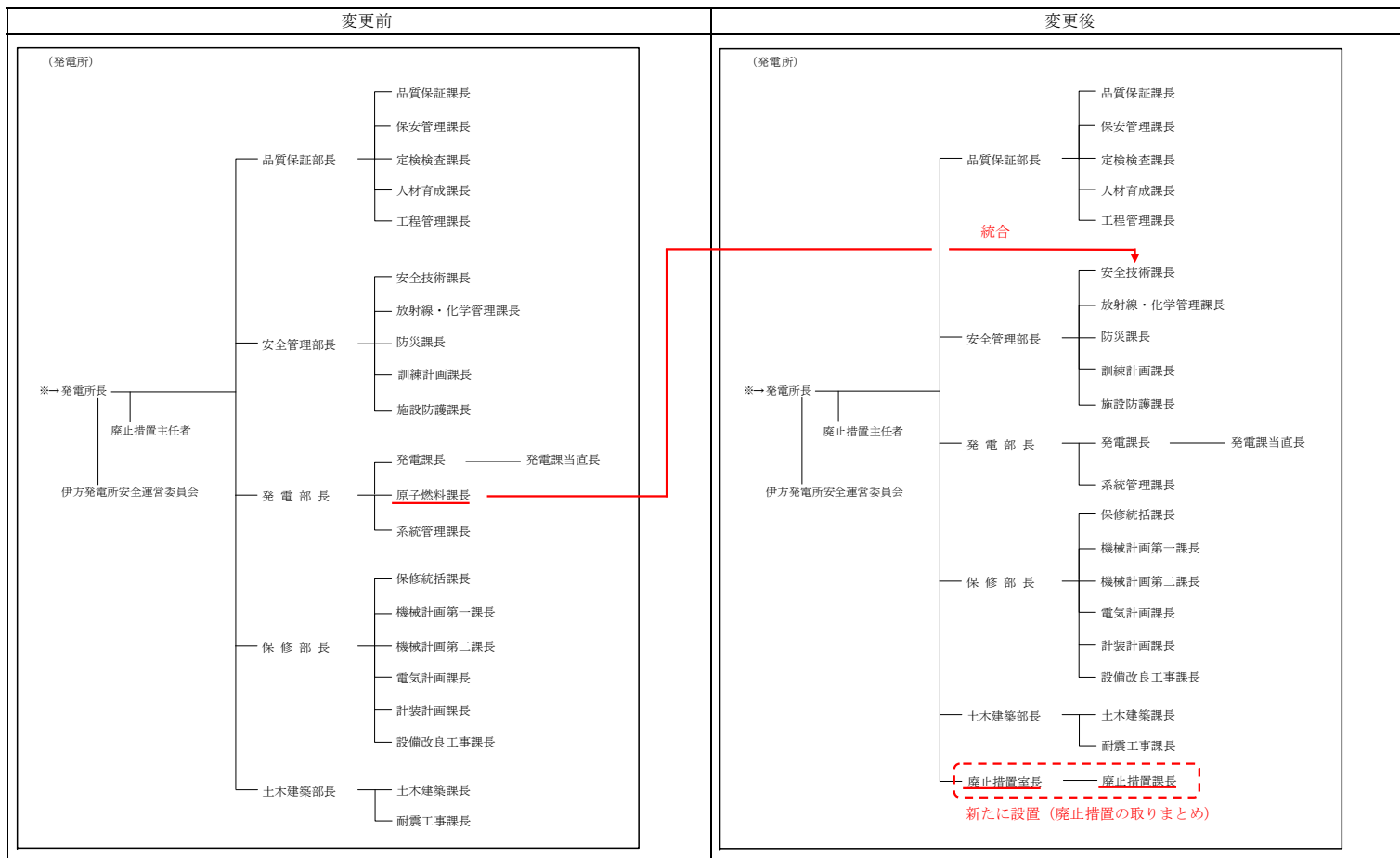


# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/7)

## b 発電所組織の変更

- (a) 廃止措置室を新たに設置し、廃止措置室長の下に廃止措置課長を配置した体制とし、発電所における廃止措置に関する業務について関連部署をとりまとめながら、廃止措置を着実に推進する。
- (b) 一基運転体制に伴い、安全技術課と原子燃料課が実施する業務を柔軟に実施できるよう両課を統合する。新規制基準への対応により重大事故等発生時等の業務を所管し年間を通じて業務量の多い安全技術課と、1, 2号機の廃止に伴い業務量が減少することが見込まれる原子燃料課を統合することにより、現在、両課が実施している業務を、その時々々の業務内容や業務量に応じて、柔軟に配分、実施することにより、業務をより確実に遂行する。

発電所組織の変更(第2編)



# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(6/7)

## 廃止措置管理に関する具体的業務の変更

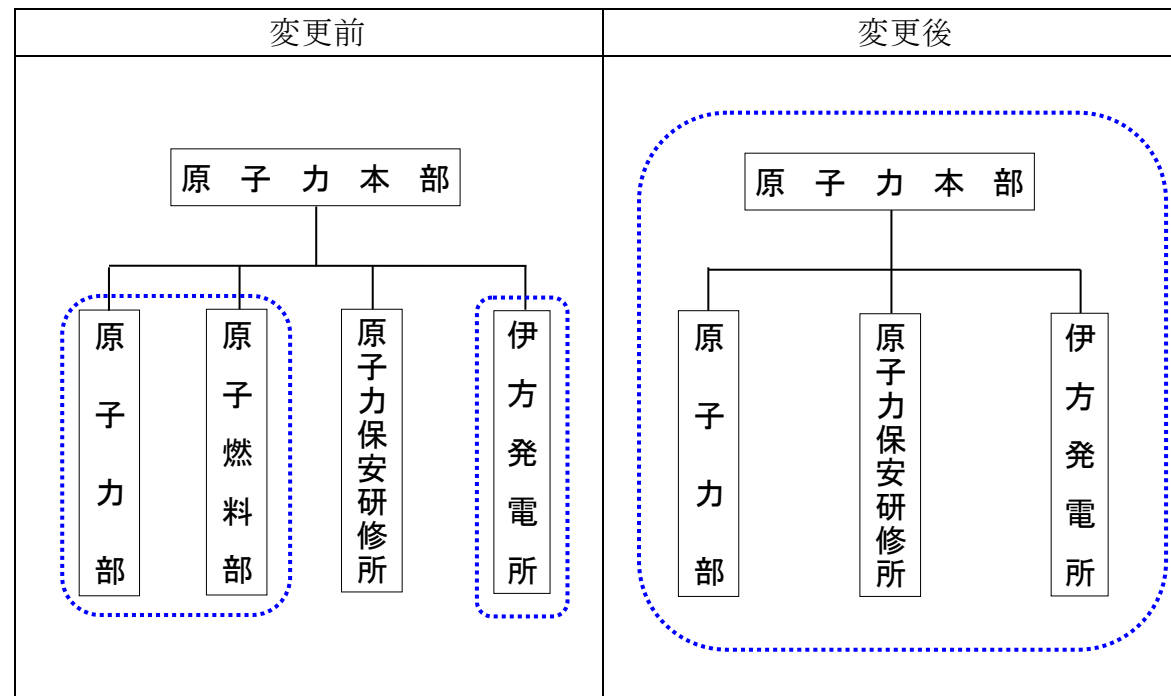
保安規定		業務の変更
変更前	変更後	
<p><b>(廃止措置管理に関する内規の作成)</b>            第 214 条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第 207 条第 2 項にもとづき運営委員会の確認を得る。            (1) 巡視に関する事項            (2) 警報発生時の措置に関する事項            (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (4) 定期的実施するサーベランスに関する事項</p> <p><b>(安全貯蔵措置)</b>            第 218 条 <u>放射線・化学管理課長</u>は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p><b>(工事完了の報告)</b>            第 218 条の 3 各課長は、第 218 条の 2 に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長<u>および</u>廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長へ通知する。</p>	<p><b>(廃止措置管理に関する内規の作成)</b>            第 214 条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第 207 条第 2 項にもとづき運営委員会の確認を得る。            (1) 巡視に関する事項            (2) 警報発生時の措置に関する事項            (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (4) 定期的実施するサーベランスに関する事項  <u>2 廃止措置課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第 207 条第 2 項にもとづき運営委員会の確認を得る。</u>  <u>(1) 廃止措置工事に関する事項</u>  <u>(2) 安全貯蔵措置に関する事項</u></p> <p><b>(安全貯蔵措置)</b>            第 218 条 <u>廃止措置課長</u>は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。   <u>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域設備の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存する放射性物質の時間的減衰を図ることをいう。</u></p> <p><b>(工事完了の報告)</b>            第 218 条の 3 各課長は、第 218 条の 2 に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長、<u>廃止措置主任者および廃止措置室長</u>に報告するとともに、関係する各課長へ通知する。</p>	<p>(変更前)            (1) 廃止措置工事に関する事項            廃止措置工事について、工事管理内規に基づき、保安に関する職務に応じて、各課長が実施。            (2) 安全貯蔵措置に関する事項            安全貯蔵措置について、放射線管理総括内規に基づき、放射線・化学管理課長が実施。</p> <p>(変更後)            廃止措置工事、安全貯蔵措置に関する事項について、廃止措置課長が、廃止措置管理内規を作成し、管理を実施する。            (廃止措置工事については、従前の通り、保安に関する職務に応じ、各課長が実施)</p> <p>(変更前)            放射線管理に関連する業務として、放射線・化学管理課長が、安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定めて実施。</p> <p>(変更後)            廃止措置管理に関する業務として廃止措置課長が、安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定めて実施。</p> <p>(変更前)            廃止措置工事が完了した場合には、所長および廃止措置主任者に工事の結果を報告するとともに、関係する各課長へ通知。</p> <p>(変更後)            従前に加え、工事の結果の報告先に、廃止措置に関する業務を総括する廃止措置室長を追加。</p>

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(7/7)

## 2. 原子力発電安全委員会委員の一部追加

原子力発電安全委員会の委員について、原子力に係る知識・経験を有する者から広く意見を求める観点から原子力保安研修所等からも委員として参加できるよう、原子力本部のグループリーダー以上の職位の者および課長以上の職位の者とする。

原子力発電安全委員会委員の一部追加について



青枠は委員の範囲

## 3. 施行時期

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第95回定時株主総会開催日より施行する。

ただし、施行後の廃止措置室長、廃止措置課長および安全技術課長に係る事項は2019年7月1日より施行する。